

公立鳥取環境大学客員教員等に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第10条第2項の規定により、公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)の客員教員及び客員研究員(以下「客員教員等」という。)の称号の付与等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 客員教員等は、本学の専任教員以外の者で、顕著な業績と経歴を有し、本学の教育研究分野に関して卓越した識見を有すると認められる者をいう。

(客員教員の種類)

第3条 客員教員の種類は、客員教授及び客員准教授とする。

(推薦)

第4条 学部長、研究科長、人間形成教育センター長、サステナビリティ研究所長又は地域イノベーション研究センター長は、客員教員等の称号を付与すべきと認められる者がある場合は、理事長に推薦することができる。

(承認)

第5条 理事長は、前条の推薦が適当と認められるとき、客員教員等の称号を付与する。

(称号付与期間)

第6条 客員教員等の称号付与期間は1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(称号の取消し)

第7条 客員教員等として適性を著しく欠く場合は、理事長はその称号を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、客員教員等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。